令５日ス振共企第７２号
令和６年３月２６日

独立行政法人日本スポーツ振興センター法第３２条（時効）の取扱い
について

このことについては、平成１７年１０月１１日付け日ス振健災第１２３号通知の別添１６により取り扱っているところであるが、同通知を廃止し、新たに下記のとおり取扱いを定める。

なお、この取扱いは、令和６年４月１日から適用する。

記

１　災害共済給付を受ける権利の時効は、次の各号に掲げる給付について、それぞれ当該各号に掲げる日の翌日から起算するものとする。

（１）医療費　同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月の１０日

※　独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第２７条第２項に該当する場合においても時効の起算日は､医療費の請求を行うべき月の１０日の翌日とする。

（２）障害見舞金　負傷又は疾病が治った日の属する月の翌月の１０日

※　負傷又は疾病が治った日と、症状の固定した日が一致しない場合にあっては、症状の固定した日の属する月の翌月の１０日の翌日を起算日とする。

（３）死亡見舞金　死亡した日

※　死亡が確認されない場合（行方不明の場合）にあっては、失踪が宣告された日の翌日を起算日とする。

２　時効期間が満了した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、時効の利益を放棄しないものとする。ただし、時効期間が満了したことについて、「特別の事情がある」と認められる場合は、この限りでない。

「特別の事情がある」とは、次の各号に掲げるものとする。

（１）裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが２年以上経過して判断されたもの

（２）上記に掲げるもののほか、時効の利益を放棄する相当の理由があるもの